

南九州市選挙管理委員会告示第 39 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について、別紙のとおり期日前投票所を開く時刻を繰上げ又は閉じる時刻を繰下げるのこととしたので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項の規定による読み替え後の同法第 40 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 27 日

南九州市選挙管理委員会
委員長　門園博徳

(別紙)

期日前投票所	期日前投票所を開く時刻 及び閉じる時刻
南九州市役所穎娃庁舎	
南九州市役所知覧庁舎	午前 8 時 30 分から 午後 8 時まで
南九州市役所川辺庁舎	
南九 州市 第一 移動 期日 前投 票所	午前 10 時から午後 5 時まで <p style="margin-left: 20px;">山下集落農事集会所 午前 10 時から正午まで</p> <p style="margin-left: 20px;">新牧公民館 午後 1 時から午後 2 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">谷場営農研修センター 午後 3 時から午後 5 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">松永公民館 午前 10 時から正午まで</p> <p style="margin-left: 20px;">上出集会施設 午後 1 時から午後 2 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">桜山営農研修館 午後 3 時から午後 5 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">東垂水集落センター 午前 10 時から正午まで</p> <p style="margin-left: 20px;">瀬世地区研修館 午後 1 時から午後 2 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">折尾みどり館 午後 3 時から午後 5 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">厚地広報研修館 午前 10 時から正午まで</p> <p style="margin-left: 20px;">横井場公民館 午後 1 時から午後 2 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">雪丸公民館 午後 3 時から午後 5 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">加治佐多目的集会施設 午前 10 時から正午まで</p> <p style="margin-left: 20px;">耳原公民館 午後 1 時から午後 2 時まで</p> <p style="margin-left: 20px;">穎娃漁村センター 午後 3 時から午後 5 時まで</p>

		午前 10 時から午後 5 時まで
		旧大谷地区営農研修館午前 10 時から正午まで
		小河路農村公園午後 1 時から午後 2 時まで
		大隣集落センター午後 3 時から午後 5 時まで
		小野公民館午前 10 時から正午まで
		宮中広報研修施設午後 1 時から午後 2 時まで
		両添公民館午後 3 時から午後 5 時まで
		古殿公民館午前 10 時から正午まで
		野間大久保広報研修施設午後 1 時から午後 2 時まで
		田部田研修館午後 3 時から午後 5 時まで
		総合地域施設下山田研修館午前 10 時から正午まで
		東研修施設午後 1 時から午後 2 時まで
		永田研修館午後 3 時から午後 5 時まで
		上別府集落センター午前 10 時から正午まで
		松久保集落センター午後 1 時から午後 2 時まで
		西塩屋公民館午後 3 時から午後 5 時まで
南九州市 第二移動 期日前投票所	南九州市 第二移動 期日前投票車	

備考 上記以外の期日前投票所の開く時刻は午前 8 時 30 分、閉じる時刻は午後 8 時である。